

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

新潟県教育委員会規則第4号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前				
<p>（出先機関）</p> <p>第4条 出先機関とは、法第17条第2項の規定により設ける教育事務所及び遠隔教育配信センターをいう。</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>削除</u></p> <p>(7)～(24) (略)</p> <p>財務課～義務教育課 (略)</p> <p>高等学校教育課</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p><u>(17) 遠隔教育配信センターに関する事項</u></p> <p><u>(18) (略)</u></p> <p>生徒指導課～保健体育課 (略)</p> <p>第3章 出先機関</p> <p>第1節 <u>教育事務所</u></p> <p>(略)</p> <p>第2節 <u>遠隔教育配信センター</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p>第13条の2 <u>教育長の権限に属する事務を分掌させるため、遠隔教育配信センターを置く。</u></p> <p><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第13条の3 <u>遠隔教育配信センターの名称及び位置は次のとおりとする。</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>新潟県遠隔教育配信センター</td><td>新潟市</td></tr></tbody></table> <p><u>(分掌事務)</u></p> <p>第13条の4 <u>遠隔教育配信センターの分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>人事、公印及び文書に関する事項</u></p> <p>(2) <u>配当予算の経理に関する事項</u></p>	名称	位置	新潟県遠隔教育配信センター	新潟市	<p>（出先機関）</p> <p>第4条 出先機関とは、法第17条第2項の規定により設ける教育事務所をいう。</p> <p>（分掌事務）</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>教育に係る公益信託に関する事項</u></p> <p>(7)～(24) (略)</p> <p>財務課～義務教育課 (略)</p> <p>高等学校教育課</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p><u>(17) (略)</u></p> <p>生徒指導課～保健体育課 (略)</p> <p>第3章 出先機関</p> <p>(略)</p>
名称	位置				
新潟県遠隔教育配信センター	新潟市				

- (3) 遠隔授業の実施に関する事項
- (4) 遠隔教育に係る啓発及び広報に関する事項

(本庁の課長等)

第21条 本庁の課に課長及び課長補佐を、教育事務所及び遠隔教育配信センターに所長及び次長を置く。

2・3 (略)

4 教育事務所及び遠隔教育配信センターの所長は、上司の命を受けて教育事務所又は遠隔教育配信センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 教育事務所及び遠隔教育配信センターの次長は、所長を補佐して教育事務所又は遠隔教育配信センターの事務を整理する。

(係長等)

第22条 本庁の課の係に係長を、教育事務所の課に課長を、教育事務所の課の係に係長を、遠隔教育配信センターに係長を置く。

2～4 (略)

5 遠隔教育配信センターの係長は、上司の命を受けて遠隔教育配信センターの事務を処理する。

(参事等)

第25条 教育庁に参事を、本庁の課、係及び班並びに教育事務所及び遠隔教育配信センター並びに教育事務所の課及び係に参事、事務専門幹、技術専門幹、副参事、主査、専門員及び主任を置くことができる。

2 参事、事務専門幹、技術専門幹、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて、教育庁並びに本庁の課、係及び班並びに教育事務所及び遠隔教育配信センター並びに教育事務所の課及び係の事務を処理する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(本庁の課長等)

第21条 本庁の課に課長及び課長補佐を、教育事務所に所長及び次長を置く。

2・3 (略)

4 教育事務所長は、上司の命を受けて教育事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 教育事務所次長は、教育事務所長を補佐して教育事務所の事務を整理する。

(係長等)

第22条 本庁の課の係に係長を、教育事務所の課に課長を、教育事務所の課の係に係長を置く。

2～4 (略)

(参事等)

第25条 教育庁に参事を、本庁の課、係及び班並びに教育事務所、教育事務所の課及び係に参事、事務専門幹、技術専門幹、副参事、主査、専門員及び主任を置くことができる。

2 参事、事務専門幹、技術専門幹、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて、教育庁並びに本庁の課、係及び班並びに教育事務所、教育事務所の課及び係の事務を処理する。